

3. 非農地証明書の交付に係る事務処理について

現況が非農地化し、かつ、一定の条件に適合する土地については、農業委員会が農地法の適用対象外である旨を証明する非農地証明書を交付できるものとする。

(1) 非農地証明書交付基準

次に掲げる基準にすべて該当する土地であること。

- ① 非農地通知の対象とはならない土地
- ② 次のいずれかに該当する土地
 - ②-1 非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、昭和27年10月20日（農地法施行日前日）以前から引き続き非農地であった土地
 - ②-2 災害により表土流出又は土砂流出を受け潰廃した土地で農地としての復旧が困難と認められる土地
 - ②-3 上記②-1及び②-2以外の土地で市町が定めた基準に該当する土地
(例：農地転用許可不要案件として処理した土地について現況が非農地である旨証明する必要がある場合等)

【参考：非農地通知】

農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとする。

- ① その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合
- ② ①以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

(2) 農用地区域内の土地における非農地の取扱い

非農地と判断された農用地区域内の土地を直ちに農用地区域から除外すると、周辺農地で営農活動を行っている農業者が不利益を被るだけでなく、農業振興施策を効率的に実施することができなくなるおそれがある。

このため、非農地と判断された土地については、次のいずれにも該当する場合を除き農用地区域内に残置する必要がある。

- ① 農業振興地域整備計画の達成のため一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地
- ② 当該土地を除外（除外後の開発行為を含む。）しても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがない土地（具体的には以下のa及びbのいずれにも該当する土地）
 - a 周辺の農業用排水施設等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない土地
 - b 周辺の農用地等において、土砂の流出・崩壊等の災害を発生させるおそれがない土地

（上記①について： 当該地を除外することにより農用地区域内の集団農地を蚕食又は分断する場合は農用地区域から除外することができないと判断される。）

（3）非農地証明交付にかかる事務処理

- ① 非農地証明の交付を受けようとする者は、非農地証明書交付願（参考様式第2号）を作成し、農業委員会に提出するものとする。
- ② 農業委員会は、非農地証明書交付願の提出があったときは、上記(1)の交付基準により内容を審査し、必要に応じて現地調査を行うものとする。なお、農用地区域内の土地を含む場合は上記(2)に留意することとする。
- ③ 上記②の審査の結果、適当と認める場合には証明書を交付するものとする。

（4）その他

農業委員会は、上記(1)から(3)に記載した事項のほか、地域の事情に係る事項、具体的な事務手続その他必要な事項等について、別途、定めることができるものとする。